

共生・公正・創造



ユニオン・EYE

<http://www1a.biglobe.ne.jp/jrtu-EWU>

ジェイアール東日本労働組合
〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

“許せない東労組の人権蹂躪・三鷹電車区事件!”

「三鷹電車区で何があったのか!」

JR連合は今、シリーズ「検証・浦和電車区事件の真実」をホームページ上で展開しているが、その1年前に浦和電車区よりもひどい東労組による人権蹂躪があった。その被害者・佐藤久雄さんの当時の日記から再現し、すべてのJR東日本社員の皆さんに事実を訴えたい。それは、規律ある職場秩序を確保し、社員がお互いに信頼し合い、安心して働ける職場を築くためである。

第20回 支援隊が目撃したもの

平成11年11月10日の郵便受け事件について

佐藤さんの話によると、確かに三鷹電車区K分会長宅に行ったという。誤配達郵便物を届けようと他棟へ足を運んだ際、たまたま日頃からいじめられているK分会長の表札が目に入り、日頃のうっぴんと酒の勢いも手伝って、郵便受けに落ちていたタイヤのホイールキャップを掛けようとして音を発しただけだ。翌日、支援隊が写真を撮りにいったが、どこも損傷していなかった。深夜でもあり、佐藤さんのとった行動はほめられたものではないが、K分会長宅の郵便受けを少し触ったくらいで、何がそんなに問題なのか。会社は「非常識かつ悪質な行為」と言っている、3カ月もの長期にわたる運転妨害は大したことがないと考えているのか。テレビのドラマでも、このような善悪の逆転現象はない。

被告会社は、些細な郵便受け事件を非違行為として大きく取り上げ、東労組の意に沿うように、佐藤さんを何度も何時間も何日も詰問し追い詰め、自認書や供述書をとったのである。東労組と一体となって作成した自認書や供述書は無効である。そしてこれらの調書を利用して、佐藤さんを運転業務からはずし、社宅を追い出し、駅に助勤に出し、訓告処分をし、出向させたのである。平成12年の東労組による鉄産労長野地本事務所襲撃事件で、長野支社まで家宅搜索されたのに対して、会社は関係社員の事情聴取すらしていない。組合事務所も社宅も同じ会社施設である。あまりにも対応が違う。

最後に

佐藤さんは、昔の仲間と芋煮会へ行っただけで、職場という密室で吊るしあげられ、組合を脱退させられ、さらに集团的糾弾行動を受け、運転妨害までされた。会社は見て見ぬふりをしただけではなく、佐藤さんを社宅から追い出し、ボーナスをカットし、昇進試験の道までも絶ったのだ。また、保護という名のもとに日勤、助勤、出向、転勤という不当な人事取扱いもした。一方加害者である東労組は、佐藤さんを追い出し、勝ち誇っている。この会社は狂っているとしか思えない。

この事件は、人間の尊厳にかかわる問題だ。けっして会社がいう労働組合間の紛争で片付けられる問題ではない。いま社会的に問題になっているイジメが企業という密室で起きた事件である。しかも、公共交通の安全をも脅かす大事件だ。会社側は、「佐藤さんを東労組から保護するため日勤、助勤、出向、転勤させた」と言っているが、それなら加害者の東労組組合員を隔離するか、処分すべきであると思う。

佐藤さんは運転士にあこがれ就職した。佐藤さんは、「できる仕事をさせないで、できない仕事を無理やりさせる。それも東労組の意を受けて。いったい会社が考える適材適所とはいったい何なんだ」と言っている。このようにこの事件は、事の本質を直視せず会社の事無かれ主義の官僚体質が生んだ事件である。

(次号に続く)